

大和市職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における職員の給与について、大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号。以下「一般職給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。

(一般職給与条例の特例)

第2条 特例期間においては、一般職給与条例第6条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年大和市条例第4号）附則第6項の規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表(1)	1級	100分の2
	2級及び3級	100分の3.8
	4級以上	100分の10
行政職給料表(2)	2級以下	100分の2
	3級	100分の3.8
消防職給料表	2級以下	100分の2
	3級及び4級	100分の3.8
	5級以上	100分の10
医療職給料表(1)	6級	100分の13
医療職給料表(2)	2級以下	100分の2
	3級から5級まで	100分の3.8
	6級	100分の10
医療職給料表(3)	2級以下	100分の2
	3級及び4級	100分の3.8
	5級以上	100分の10
再任用職員給料表	1級から3級まで	100分の2

2 特例期間においては、一般職給与条例第27条第1項から第4項まで、第6項及び第7項の規定による給与のうち給料の支給に当たっては、前項の規定にかかわらず、当該給料の額から、それぞれ当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 一般職給与条例第27条第1項 前項に定める額
- (2) 一般職給与条例第27条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 一般職給与条例第27条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給料に係る割合を乗じて得た額
- (4) 一般職給与条例第27条第6項又は第7項 前項に定める額に、同条第6項又は第7項の規定により支給される給料に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、一般職給与条例第10条及び第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、一般職給与条例第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、一般職給与条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から一般職給与条例附則第11項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項各号中「前項に」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項に」とする。

(大和市職員の育児休業等に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、大和市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大和市条例第4号）第21条の規定の適用については、同条中「給与条例第9条」とあるのは、「大和市職員の給与の特例に関する条例（平成25年大和市条例第19号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第4条第3項において準用する場合を含む。）」とする。

(大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第4条 特例期間においては、大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年大和市条例第21号。以下「任期付条例」という。）の適用を受ける職員であつて、任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」）に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 任期付条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける特定任期付職員であつて、その号給が1号給から4号給までのもの 100分の3.8

(2) 任期付条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける特定任期付職員であつて、その号給が5号給のもの 100分の10

2 特例期間においては、任期付条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から給料月額に大和市職員の給与の特例に関する条例（平成25年大和市条例第19号）第4条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第2条第2項及び第3項の規定は、特定任期付職員に対する一般職給与条例第27条第1項から第4項まで、第6項及び第7項の規定により支給される給料の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第2条第2項中「前項の」とあるのは「第4条第1項の」と、「前項に」とあるのは「第4条第1項に」と、同条第3項中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第4条第1項各号に掲げる当該特定任期付職員に適用される給料表の号給の区分に応じ当該各号に定める割合」と読み替えるものとする。

（大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の特例）

第5条 特例期間においては、市長及び副市長に対する給料の支給に当たっては、大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和37年大和市条例第2号）第3条各号に掲げる給料の額から、当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 市長 100分の20

(2) 副市長 100分の13

（大和市教育局長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例）

第6条 特例期間においては、教育局長に対する給料の支給に当たっては、大和市教育局長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和42年大和市条例第7号）第3条に規定する給料の額から、当該額に100分の13を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（端数計算）

第7条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、特例期間において支給されるべき給与については、同日後もなおその効力を有する。

(一般職給与条例の一部改正)

3 一般職給与条例の一部を次のように改正する。

附則第11項の表行政職給料表(1)の項中「6級」を「4級」に改める。